

兵庫県公報

令和5年7月7日 金曜日 第428号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

	ページ
告 示	
○ 空家等活用促進特別区域の指定の案の縦覧（住宅政策課）	1
○ 平成22年兵庫県告示第24号（都市計画法施行条例に基づく特別指定区域の指定）の一部改正（建築指導課）	1
○ 道路の位置指定（中播磨県民センター）	7
公 告	
○ 旧個人情報の保護に関する条例の運用状況（法務文書課）	8
○ 情報公開条例の運用状況（同）	10
○ 令和5年度兵庫県看護功績賞表彰（医務課）	11
○ 大規模小売店舗の新設に関する届出（都市計画課）	11
人事委員会公告	
○ 兵庫県職員 事務系職種・技術系職種（高卒程度）採用試験の実施	13
正 誤	
○ 令和4年3月31日付け（兵庫県公報第27号外）中	15
○ 令和5年3月31日付け（兵庫県公報第16号外）中	15

告 示

兵庫県告示第736号

空家等活用促進特別区域の指定等による空家等の活用の促進に関する条例（令和4年兵庫県条例第22号）第10条第2項の規定により、次の空家等活用促進特別区域の指定の案を次のとおり縦覧に供する。

なお、この空家等活用促進特別区域内の土地及び建築物の所有者又は管理者、この空家等活用促進特別区域内の住民並びに利害関係人は、縦覧期間の満了の日までに、この案について知事に意見書を提出することができる。

意見書を提出しようとする者は、住所、氏名、年齢及びこの案についての意見をできるだけ具体的に記載した文書を神戸市中央区下山手通5丁目10番1号兵庫県まちづくり部住宅政策課に提出すること。

令和5年7月7日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 空家等活用促進特別区域の名称
加西市宇仁地区
- 2 空家等活用促進特別区域に指定する土地の区域
加西市鍛冶屋町、油谷町、田谷町、国正町、小印南町及び青野町の全部
- 3 空家等活用促進特別区域の指定の案の縦覧場所
兵庫県まちづくり部住宅政策課及び加西市総務部危機管理課
- 4 縦覧期間
令和5年7月7日から同月21日まで

兵庫県告示第737号

平成22年兵庫県告示第24号（都市計画法施行条例に基づく特別指定区域の指定）の一部を次のように改正する。

令和5年7月7日

兵庫県知事 齋藤元彦

表（加東市における条例第7条第2号に規定する特別指定区域一覧）を次のように改める。
 表（加東市における条例第7条第2号に規定する特別指定区域一覧）

名称及び条例別表第3の該当区分	区 域	建築物の用途	指定年月日 (変更年月日)
山国地区 条例別表第3の3の項	加東市山国字前ヶ谷、字東原、字南中谷、字小山、字ヲタンバ、字本手塚、字東野、字ババ、字ハコキ及び字ノ田の各一部で別図に示す区域（別図は省略。以下同じ。）	平成27年兵庫県条例第21号による改正前の条例（以下「旧条例」という。）別表第3の1の項に規定する建築物	平成22年1月8日 (平成24年3月30日)
松尾地区 条例別表第3の3の項	加東市松尾字土井ノ下、字野カヤ、字山ノ内、字山西、字下土井ノ下、字井ノ谷ノ内、字長燈籠、字丁田、字平塚、字清水、字北角及び字南土井の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	同上
出水地区 条例別表第3の3の項	加東市出水字神田、字芦原、字前田、字前ノカチ、字井ノ尻、字竹ノ下、字南古河、字北西ノカチ、字南西ノカチ、字岸ノ下、字神水及び字久語ノ下の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	同上
出水地区 条例別表第3の5の項	加東市出水字北高畦の一部及び田中字茶屋ヶ本の一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の5の項に規定する建築物	平成29年7月14日
田中地区 条例別表第3の3の項	加東市田中字中才、字竹ノ下、字杉ノ本、字起田、字狐田、字蓼原、字清水ノ本、字中之坪、字北中才、字上松、字六貫田、字堀ノ本、字堂開地、字瀬イ根及び字梨子ノ本の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成22年1月8日 (平成24年3月30日)
鳥居地区 条例別表第3の3の項	加東市鳥居字松ヶ鼻、字前之笠、字三明、字清水、字狭子及び字操嶋の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	同上
貝原地区 条例別表第3の3の項	加東市貝原字苗代、字南垣内、字居垣内、字溝向へ及び字中垣内の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	同上
野村地区 条例別表第3の3の項	加東市野村字鎌田カチ、字藪下、字屋敷、字権宮、字末道、字前、字大歳前、字與門場、字出口、字釜土、字フロ、字内町、字北條、字神子ノ芝、字柿ノ木、字船戸カチ、字川ノ上、字若宮、字溝コ、字久語、字ヌクイ、字古手多、字七反畑及び字大將軍の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	同上

西垂水地区 条例別表第3の3 の項	加東市西垂水字観音寺、字津久田、字北安、字村相、字屋加之上及び字番茶の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	同上
窪田地区 条例別表第3の3 の項	加東市窪田字家長、字上ノ池、字前田、字池町及び字ヤカノ上の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	同上
家原地区 条例別表第3の3 の項	加東市家原字内カイチ、字池ノ内、字中ノ堂、字大將軍、字大坪、字庄幸、字堂ノ東、字堂ノ本、字南田、字落雲、字岸ノ上、字下河原、字八幡、字永良池及び字ハサコの各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	同上
梶原地区 条例別表第3の3 の項	加東市梶原字前垣、字大道、字裏垣、字御墓、字前藪及び字辻の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	同上
沢部地区 条例別表第3の3 の項	加東市沢部字尼ケ池下、字北山、字ハザコ、字北大才、字片山、字南開地、字弥谷尻、字塩カラ、字依国谷、字下芝開地、字橋詰、字北開地、字西開地、字置土井、字大坪、字垣塚、字村前、字前出口及び字戸井ノ内の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	同上
沢部地区 条例別表第3の5 の項	加東市沢部字大坪及び字塩カラの各一部で別図に示す区域	旧条例第3の5の項に規定する建築物	平成24年3月30日
福吉地区 条例別表第3の3 の項	加東市福吉字東幸田、字西幸田、字東村間、字村前、字西村間、字下三代坊及び字中田の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成22年1月8日 (平成24年3月30日)
上田地区 条例別表第3の3 の項	加東市上田字鳥木、字東カジロ、字梶ノ本、字上石、字中才、字八幡ノ本、字坪井、字手柄、字座當、字東ゴ、字馬渡り、字カジロ、字高町、字稲次、字行長、字田井中、字ミソコ、字八王寺、字中條、字馬場、字宮ノ下、字城ノ本、字大西及び字五本松の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	同上
大門地区 条例別表第3の3 の項	加東市大門字平松、字中ノ垣内、字川ノ上、字中野、字堂ノ垣内、字三草田、字松ケ本、字大塚、字北池ノ尻、字ハタホコ、字大芝、字久ドノ木、字中田、字北畑ケ、字西浦、字居垣内及び字藪ケ下の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	同上

西古瀬地区 条例別表第3の3 の項	加東市西古瀬字大年の西、字大年の前、字中曾根、字辻ノ東、字辻ノカチ、字辻ノ南、字フジ坂、字イノ坂上、字竹ノ前、字堂ノ前、字末広、字東門、字イノ坂下、字松ケ崎、字南ノ上、字畑ケ田、字道バタ、字郷之端、字橋之本、字郷ノ元、字梁ノ上及び字石ノ戸の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	同上
中古瀬地区 条例別表第3の3 の項	加東市中古瀬字居ガイチ、字谷田、字堂ノ後、字北門、字村西、字岡ノ花、字林崎、字小池、字柚ノ木、字荒内及び字タナシの各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	同上
東古瀬地区 条例別表第3の3 の項	加東市東古瀬字中入、字ハダコ、字東畑、字長箴、字松ノ谷、字石橋、字江戸、字正前、字宿田、字太中、字鴨原、字竹ノ下、字東買元、字埜添、字宝田、字蔵ノ坪、字中ノ坪、字坊ノ上及び字中カチの各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	同上
東古瀬地区 条例別表第3の5 の項	加東市東古瀬字七角の全部、字宿田、字西買元及び字枯木の各一部で別図に示す区域	旧条例第3の5の項に規定する建築物	平成24年3月30日
屋度地区 条例別表第3の3 の項	加東市屋度字ネギ、字家ノ西、字無セノ本、字内田、字大年ノ東、字東カイ本、字大縄場、字小芝、字姥ケ上、字家ノ下、字田中谷、字西垣内、字ヒョウ及び字高町の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成22年1月8日 (平成24年3月30日)
東実地区 条例別表第3の3 の項	加東市東実字中ノ東、字内山、字北山、字宮ノ西、字前カチ、字北カチ、字池ノ内、字大辻、字西ノ前、字五良塚、字備中坂ノ北、字新田、字松本、字西山及び字大カチの各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	同上
上久米地区 条例別表第3の3 の項	加東市上久米字大年ノ下、字佃田、字寺ノ下、字ヨキ峠、字中所、字岩ケ下、字池ノ尻、字シブレ、字北小谷、字木谷、字横田、字谷田、字中畑、字少分谷及び字北山の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	同上

下久米地区 条例別表第3の3 の項	加東市下久米字鹿野、字田中、字下川原、字下田、字キシ本、字中曾根、字谷、字大谷、字山崎、字ヒノ口、字宮ノ下、字オノ田、字菅谷及び字片山の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	同上
久米地区 条例別表第3の3 の項	加東市久米字講田、字前谷、字清水、字腰前、字鐘搗、字友草、字砂田、字高井、字大垣内、字並田及び字中山の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	同上
上三草地区 条例別表第3の3 の項	加東市上三草字陣屋外、字川ハタ、字鳥居の本、字寺ノ垣内、字松村、字木戸、字権田、字梶谷、字善尾寺、字神町、字城根垣内、字歳ノ神、字米山口、字池ノ尻、字大年ノ下、字宮ノ下、字深田、字一の瀬、字岩戸及び字陣屋裏の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	同上
下三草地区 条例別表第3の3 の項	加東市下三草字茶屋ノ前、字七尺田、字門ノ坪、字堂ノ前、字川ノ上、字北カチ、字三ノ尾、字諏訪ノ下及び字三草野の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	同上
木梨地区 条例別表第3の3 の項	加東市木梨字向井田、字馬渡り、字西原、字南原、字中原、字大井恋口、字川ノ下、字中筋、字土井ノ内及び字和田の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	同上
木梨地区 条例別表第3の6 の項	加東市木梨字和田の一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の8の項に規定する建築物	令和5年7月7日
藤田地区 条例別表第3の3 の項	加東市藤田字下カイチ、字藪下、字カイチ、字出口及び字宮ノ下の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成22年1月8日 (平成24年3月30日)
牧野地区 条例別表第3の3 の項	加東市牧野字前カチ、字赤田、字中ノカチ、字ホソド、字中ソネ、字沢及び字奥ノカチの各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	同上
吉馬地区 条例別表第3の3 の項	加東市吉馬字ココキノ上、字行人塚、字尾通り、字中島、字池下、字村西、字居カチ、字宮ノ下及び字小丸山の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	同上

<p>光明寺地区 条例別表第3の3 の項</p>	<p>加東市光明寺字カヤジリ、字東明谷、字西明谷及び字中田の各一部で別図に示す区域</p>	<p>旧条例別表第3の1の項に規定する建築物</p>	<p>同上</p>
<p>上滝野地区 条例別表第3の3 の項</p>	<p>加東市上滝野字宮ノ前、字西野、字宮ノ上及び字小滝の各一部で別図に示す区域</p>	<p>旧条例別表第3の1の項に規定する建築物</p>	<p>同上</p>
<p>河高地区 条例別表第3の1 の項</p>	<p>加東市河高字稲部の全部、字大谷口、字内田、字蛭田、字下川原田、字宮ノ本、字八寸及び字下ノ池の各一部で別図に示す区域</p>	<p>1 建築基準法（昭和25年法律第201号）別表第2（い）項第1号及び2号に規定されている住宅で、敷地面積が200㎡以上であるもの 2 建築基準法別表第2（い）項第3号に規定されている共同住宅等 3 建築基準法別表第2（は）項第5号に規定されている店舗等 4 建築基準法別表第2（い）項第4号から第9号まで、（は）項第2号から第4号まで、第7号及び第8号に規定されている公共施設等 5 雇用及び就業の機会の創出に資する事業所で、その周辺の地域における環境の保全上支障がないと認められるものうち、地域振興のため特に必要があると市長が認めるもの</p>	<p>平成24年3月30日</p>
<p>河高地区 条例別表第3の3 の項</p>	<p>加東市河高字浦山、字山中、字中条、字前田、字溝ノ上、字片山、字西ノ前、字横大道、字千原、字横山、字小宮、字堂ノ前、字中村、字蔵ノ前、字小嶋、字小入、字八寸、字宮ノ本、字下川原田、字蛭田、字堂ノ元、字宮ノ下、字長尾、字溝越、字昆布方、字尾ノ上、字下平木、字オケ谷、字安取道北、字安取道南、字梅ヶ坪、字大谷及び字トイツメの各一部で別図に示す区域</p>	<p>旧条例別表第3の1の項に規定する建築物</p>	<p>平成22年1月8日 (平成24年3月30日)</p>

高岡地区 条例別表第3の3 の項	加東市高岡字坂ノ上、字順礼道一法、字南青ノ山、字青ノ山、字庚申前、字道池北、字庚申裏、字別府道北ノ東、字北条道南谷、字市坂、字富家道南天神池下、字山裏道北、字大谷東、字両平池之南、字弁才天、字赤山、字北中山、字中山、字順礼道北宮東、字順礼道北宮ノ裏、字順礼道八坂、字順礼道南新池ノ上、字順礼道南宮ノ前、字別府道北ノ西、字北条道南西端、字北条道南鶴ハミ、字北条道北西、字北条道南中嶋西、字北条道北吸田谷、字北条道南中島、字北条道北大谷西、字北条道北大谷中、字北条道南黒岡、字北条道南天船、字富家道北東、字富家道南東及び字富家道北黒石の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成22年1月8日 (平成24年3月30日) (令和4年3月8日)
	加東市高岡字順礼道北宮東、字順礼道北宮ノ裏、字順礼道八坂及び字富家道北東の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の2の項に規定する建築物	
穂積地区 条例別表第3の3 の項	加東市穂積字松ノ上、字内町、字堀池、字下屋敷、字山際、字高町、字岩見方及び字サヶ坪の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成22年1月8日 (平成24年3月30日)
稲尾地区 条例別表第3の3 の項	加東市稲尾字天満尾、字中嶋、字赤ハゲ、字東尾崎、字中山及び字中須の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	同上
曾我地区 条例別表第3の3 の項	加東市曾我字六蔵、字辻ノ内、字池田、字出口、字蒲田、字山ノ下、字四ツ石、字北四ツ石、字上ノ垣及び字前田の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	同上
多井田地区 条例別表第3の3 の項	加東市多井田字キタン田、字畑ヶ田、字滝ノ上、字東沢、字向山、字上ノカチ、字鯛ノ山及び字中芝の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	同上



兵庫県告示第738号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。その関係図書は、中播磨県民センター姫路土木事務所まちづくり建築第2課において縦覧に供する。

令和5年7月7日

兵庫県知事 齋藤元彦

指定番号	指定年月日 (令和年月日)	位置	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
第R04中播位置 0005号	5.6.22	たつの市菅田町福田字東前田469番8の 一部	5.01	34.15

公 告

旧個人情報の保護に関する条例の運用状況

旧個人情報の保護に関する条例（平成8年兵庫県条例第24号）第65条の規定により、令和4年度における同条例の運用状況を次のとおり公表する。

令和5年7月7日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 実施機関が取り扱う個人情報の保護

(1) 個人情報取扱事務の登録状況

(件)

実施機関名	件数	実施機関名	件数
知事	1,511	収用委員会	5
議会	20	瀬戸内海海区漁業調整委員会	6
教育委員会	161	但馬海区漁業調整委員会	6
選挙管理委員会	15	内水面漁場管理委員会	6
人事委員会	11	公営企業管理者	26
監査委員	7	病院事業管理者	19
公安委員会	7	兵庫県立大学	33
警察本部長	205	合計	2,045
労働委員会	7		

(2) 個人情報の開示請求及び審査請求の状況

(件)

実施機関名	区分	書面による個人情報の開示請求				審査請求								
		件数	処 理 状 況				件数	処 理 状 況						
			開示	部分開示	不開示	取下げ		認容	一部認容	棄却	却下	審理中	取下げ	
知事		214	151	38	25	0	11	0	0	0	0	0	11	0
議会		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
教育委員会		39	25	4	9	1	2	0	0	0	0	2	0	
選挙管理委員会		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
人事委員会		8	6	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	
監査委員		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
公安委員会		1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	
警察本部長		495	17	460	18	0	3	0	0	0	0	3	0	
労働委員会		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
収用委員会		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
瀬戸内海海区 漁業調整委員会		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
但馬海区漁業 調整委員会		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
内水面漁場 管理委員会		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
公営企業管理者		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
病院事業管理者		3,602	3,546	47	9	0	1	0	0	0	0	1	0	
兵庫県立大学		5	4	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	
合 計		4,364	3,749	550	64	1	17	0	0	0	0	17	0	

(3) 口頭による個人情報の開示請求の状況

43試験 11,629件

(4) 個人情報の訂正請求の状況

1件（不訂正決定1件）

(5) 個人情報の利用停止請求の状況

該当なし

2 事業者が取り扱う個人情報の保護

(1) 指導又は助言の方法

該当なし

(2) 説明又は資料提出の要求の状況

該当なし

(3) 勧告又は公表の状況

該当なし

(4) 苦情相談の状況
5件



情報公開条例の運用状況

情報公開条例（平成12年兵庫県条例第6号）第36条の規定により、令和4年度における同条例の運用状況を次のとおり公表する。

令和5年7月7日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 公文書公開及び審査請求の状況

(件)

区分 実施機関名	公文書の公開					審査請求						
	件数	処理状況				件数	処理状況					
		公開	部分公開	非公開	取下げ		認容	一部認容	棄却	却下	審理中	取下げ
知事	2,331	768	569	475	519	5	0	0	0	0	4	1
教育委員会	185	106	24	38	17	1	0	0	1	0	0	0
選挙管理委員会	223	88	98	26	11	0	0	0	0	0	0	0
人事委員会	14	0	12	2	0	2	0	0	0	0	2	0
監査委員	22	2	8	12	0	5	0	0	0	0	5	0
公安委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
警察本部長	477	36	359	73	9	0	0	0	0	0	0	0
労働委員会	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0
収用委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
瀬戸内海海区 漁業調整委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
但馬海区漁業 調整委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
内水面漁場 管理委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
公営企業管理者	21	3	2	9	7	0	0	0	0	0	0	0
病院事業管理者	48	21	9	14	4	0	0	0	0	0	0	0
兵庫県立大学	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
兵庫県 住宅供給公社	94	94	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
兵庫県道路公社	29	29	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
兵庫県 土地開発公社	4	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	3,450	1,151	1,082	649	568	13	0	0	1	0	11	1

2 情報提供の状況

(件)

提 供 場 所	提供件数
県民情報センター	828
地域県民情報センター	4,381
合 計	5,209

令和5年度兵庫県看護功績賞表彰

兵庫県看護功績賞規則（昭和42年兵庫県規則第44号）第2条の規定により、令和5年7月6日に次の者を表彰した。

令和5年7月7日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

1 氏名及び住所

氏 名	住 所
池 上 京 子	姫路市
維 田 宏 美	養父市
大 野 かおり	明石市
川 端 瑞 穂	高砂市
岸 本 喜代子	神戸市北区
喜多川 千 種	赤穂市
駒 田 香 苗	姫路市
菰 野 朱 美	明石市
沢 田 洋 子	姫路市
新 川 直 美	丹波篠山市
玉 井 みどり	小野市
土 井 紀 子	明石市
富 田 博 子	同 市
友 金 泰 江	伊丹市
二 位 ゆかり	豊岡市
沼 田 朋 子	美方郡香美町
原 直 子	姫路市
藤 森 眞 理	神戸市東灘区
藤 原 千賀子	小野市
藤 原 のり子	神戸市中央区
藤 原 泰 子	姫路市
毛 利 ま き	揖保郡太子町
山 角 優 美	大阪府箕面市
渡 壁 美 紀	西宮市

2 功績内容

看護の重要性を深く認識し、博愛と奉仕の精神をもってその職務に精励し、看護の発展向上に多大な功績があった。

大規模小売店舗の新設に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べるができる。

令和5年7月7日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 (仮称) 飾磨複合商業施設
所在地 姫路市飾磨区加茂203番1 ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
名称 住所 代表者の氏名
エスケーホールディングス株式会社 姫路市亀山231番地2 金城裕満
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
名称 住所 代表者の氏名
株式会社ユニクロ 山口市佐山10717番地1 柳井正
外未定1者
- 4 大規模小売店舗の新設をする日
令和6年2月22日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
1,960平方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の位置及び収容台数 (位置については縦覧に供する関係図書に示すとおり。)
82台
 - (2) 駐輪場の位置及び収容台数 (位置については縦覧に供する関係図書に示すとおり。)
57台
 - (3) 荷さばき施設の位置及び面積 (位置については縦覧に供する関係図書に示すとおり。)
64平方メートル
 - (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量 (位置については縦覧に供する関係図書に示すとおり。)
19.8立方メートル
- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
午前9時から午後9時まで
 - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前8時30分から午後9時30分まで
 - (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置 (位置については縦覧に供する関係図書に示すとおり。)
出口1箇所、入口1箇所
 - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前6時から午後10時まで
- 8 届出年月日
令和5年6月21日
- 9 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間
 - (1) 縦覧場所
兵庫県まちづくり部都市計画課及び中播磨県民センター姫路土木事務所まちづくり建築第1課
 - (2) 縦覧期間
令和5年7月7日から4月間
- 10 意見書の提出期限及び提出先
 - (1) 提出期限
令和5年11月7日
 - (2) 提出先
兵庫県まちづくり部都市計画課
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

人事委員会公告

兵庫県職員 事務系職種・技術系職種（高卒程度）採用試験の実施

兵庫県職員 事務系職種・技術系職種（高卒程度）採用試験を次のとおり実施する。

令和5年7月7日

兵庫県人事委員会

1 職種、採用予定人員及び受験資格

職種	採用予定人員	受験資格
(1) 一般事務職	10名	1 年齢制限 次に掲げる者とする。 2002（平成14）年4月2日から2006（平成18）年4月1日までに生まれた者（2024（令和6）年4月1日現在で18歳から21歳までの者） ただし、定時制及び通信制の高等学校に在学する者（高等学校卒業以上の学歴を有する者は除く）に限り1993（平成5）年4月2日から2006（平成18）年4月1日までに生まれた者（2024（令和6）年4月1日現在で18歳から30歳までの者） なお、次のいずれかに該当する者は受験できない。 (1) 学校教育法に基づく大学（短期大学を除く）及びこれと同等と認められる大学校等を卒業した者 (2) 学校教育法に基づく大学（短期大学を除く）及びこれと同等と認められる大学校等の在学期間（休学期間を除く）が通算して2年を超える者 (3) 学校教育法に基づく大学（短期大学を除く）及びこれと同等と認められる大学校等の第3年次以上に現に在学し、又は在学したことがある者 (4) 外国における大学等を卒業した者（2024（令和6）年3月31日までに卒業する見込みの者を含む）で学校教育における16年の課程を修了した者（2024（令和6）年3月31日までに当該課程を修了する見込みの者を含む）
(2) 警察事務職	3名	
(3) 教育事務職	6名	
(4) 小中学校事務職	4名	
(5) 農学職	2名	
(6) 林学職	1名	
(7) 総合土木職	5名	
(8) 建築職	1名	

備考 次に掲げる者は、この試験を受けることができない。

- 1 日本国籍を有しない者
 （一般事務職、警察事務職、教育事務職に限る。）
- 2 地方公務員法（1950（昭和25）年法律第261号）第16条各号のいずれかに該当する者
 - (1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - (2) 兵庫県において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - (3) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

2 試験日及び試験会場

区分	試験日	試験会場
筆記試験	2023（令和5）年9月24日（日）	神戸会場：兵庫県民会館 豊岡会場：兵庫県立豊岡高等学校
面接試験	2023（令和5）年10月23日（月）から同月31日（火）までのうち指定する1日	神戸市内

3 試験の方法

(1) 筆記試験

(事務系職種)

ア 教養試験

高等学校卒業程度の一般教養について択一式により試験を行う。

イ 論文試験

一般的な課題により高等学校卒業程度の理解力・判断力、独創性・説得力及び文章表現力・文章構成力について試験を行う。

(技術系職種)

ア 教養試験

高等学校卒業程度の一般教養について択一式により試験を行う。

イ 専門試験

各職種に必要な高等学校卒業程度の専門的知識について択一式及び記述式により試験を行う。

(2) 面接試験

筆記試験合格者に対して行う。

ア 個別面接

責任感、柔軟性、行動力、表現力、積極性及び適応性について試験を行う。

イ 適性検査

職務の遂行に必要な適性について検査を行う。

4 合格者の発表

(1) 筆記試験

2023（令和5）年10月上旬

兵庫県職員採用ポータルサイトに掲載する。

(2) 面接試験

2023（令和5）年11月上旬

兵庫県人事委員会事務局において掲示、兵庫県職員採用ポータルサイトに掲載するとともに最終合格者に通知する。

5 申込手続及び受付期間

(1) 試験案内は、兵庫県職員採用ポータルサイトで配布を行う。

アドレス https://web.pref.hyogo.lg.jp/ji01/pc01_000000032.html

また、兵庫県人事委員会事務局でも配布する。郵送を希望する場合は、140円分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒（角形2号封筒）を同封の上、「事務系職種・技術系職種（高卒程度）請求」と朱書き、兵庫県人事委員会事務局へ請求すること。

(2) 申込方法

ア インターネットによる場合

「兵庫県電子申請システム」を利用して、画面の指示に従って申し込むこと。受験票は、申込受付後、2023（令和5）年9月7日（木）頃に発行する。

アドレス https://web.pref.hyogo.lg.jp/ji01/pc01_000000078.html

イ 郵送による場合

インターネットから所定の申込書をダウンロードし、必要事項を記入したうえで、写真（申込前6箇月以内に撮った上半身正面無帽の縦4センチメートル・横3センチメートルの大きさのもの）を貼り、兵庫県人事委員会事務局へ提出すること（配達記録、簡易書留を推奨）。受験票は、申込受付後、2023（令

和5)年9月7日(木)頃に発送する。

(3) 受付期間

ア インターネットによる場合

2023(令和5)年8月1日(火)午前9時から同月31日(木)午後5時まで(受信有効)

イ 郵送による場合

2023(令和5)年8月1日(火)から同月31日(木)まで(消印有効)

6 その他

最終合格者は、職種ごとの採用候補者名簿に登載され、各任命権者からの請求に応じ、成績順に提示され採用者が決定される。

なお、名簿は確定の日から2025(令和7)年3月31日まで有効とする。

7 試験についての問い合わせ先

兵庫県人事委員会事務局任用課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

電話(078)341-7711 内線5920、5924

正 誤

○令和4年3月31日付け(兵庫県公報第27号外)

兵庫県訓令第2号(行政組織規則等の一部を改正する規則の施行に伴う関係訓令の整理等に関する訓令)中

(ページ)	(行)	(誤)	(正)
180	上から37	デジタル企画課	デジタル改革課



○令和5年3月31日付け(兵庫県公報第16号外)

兵庫県規則第21号(行政組織規則の一部を改正する規則)中

(ページ)	(行)	(誤)	(正)
4	上から33	「こと」の右に「(」を加える。	「こと」の右に「(」を加え、同号を同条第14号とする。